

移動支援重要事項説明書

あなたに対する移動支援のサービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

名称	医療法人有心会
法人種別	医療法人
法人所在地	豊橋市松村町51番地
電話番号	00532-47-3663
代表者氏名	新里 徹

2 事業所の概要

事業所の名称	うちだばし訪問介護
事業所の所在地	名古屋市南区内田橋二丁目 10 番 8 号
事業所の電話番号	052-602-6017
サービス提供地域	名古屋市（南区、瑞穂区、熱田区、港区）
主たる対象者	身体障害者（全身性障害者）、精神障害者
営業日 営業時間	月曜日～土曜日（祝日を含む）但し、12月29日～1月3日は除く 午前9時～午後5時
サービス提供日 サービス提供時間	月曜日～土曜日（祝日を含む）但し、12月29日～1月3日は除く 午前9時～午後5時
事業所番号	2368109910
登録年月日	令和6年6月1日
事業の目的	移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び運営規程に関する事項を定め、事業所の従業者が移動支援決定を受けた利用者に対し、適正な移動支援事業を提供することを目的とする。
運営方針	1. 事業所の従業者は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。 2. 事業所の従業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。 3. 事業の実施に当たっては、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
事業所が行っている 他の業務	訪問介護サービス事業、予防専門型訪問サービス事業 生活支援型訪問サービス事業

3 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員
管理者	管理統括、法令遵守のための指揮命令	1名
サービス提供責任者 (介護福祉士、実務者研修修了)	移動支援の統括及び移動支援計画作成	1名以上
サービス提供者 (介護福祉士、初任者研修修了、 旧ヘルパー2級)	移動支援の提供	1名以上

4 サービスの内容

移動支援

社会生活上必要不可欠な外出	移動の介護、排泄、食事等の介護、代筆、代読等
その他の外出	外出に伴い必要と認められる支援

5 利用料金

(1) 移動支援支給対象サービス利用者負担額

提供した移動支援サービスの費用の1割(ただし、受給者証に記載された上限額の範囲内)の料金をいただきます。

事業者が利用者に代わり名古屋市から受領した費用の額については、利用者に通知します。

(2) その他の料金

上記以外の料金の支払いが発生する場合は、あらかじめその使用目的、額、支払を求める理由について書面で明らかにし、利用者の同意を得るものとする。

(3) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ご利用の前日までにご連絡いただいた場合 → 無料
- ・ご利用の当日ご連絡いただいた場合 → 1300円

(5) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月15日までにご連絡します。

支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これにより難しい場合は、現金または振込みでお願いします。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ①移動支援の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、移動支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は受給者証記載の支給期間と同じです。
- ③移動支援の提供にあたっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し14日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①移動支援の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ②利用者が亡くなった場合

7 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

①受給者証の確認	②連絡先の確認、変更等の連絡
③ホームヘルパーの指名の不可	

8 虐待防止に関する事項

利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の様態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

10 事故発生時の対応及び損害賠償

サービスの提供に伴って事故が発生した場合には、ご家族及び関係各機関や市町村に速やかに連絡します。また、当事業所は利用者に対して損害賠償するものとする。

利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して、当事業所に対してその損害を賠償するものとする。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保険名 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険

補償の概要 対人事故 対物事故

11 相談窓口、苦情対応、第三者評価の実施状況

サービス等に関する苦情や相談については、下記の窓口で受け付けています。

担当者	吉川広美
電話番号	052-602-6017
受付時間	午前9:00～午後5:00
第三者評価実施状況	なし（直近の年月日： 年 月 日、評価機関： ） （評価結果の開示状況：なし）

当事業所以外に、区役所・市役所の窓口でも受け付けています。

南区区役所保健福祉センター福祉部福祉課障害福祉係	所在地 名古屋市南区前浜通3丁目10番 電話 052-823-9392 FAX 052-811-6366 受付時間 8:45 ~ 17:15
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課事業者担当係	所在地 名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパークビジネスセンタービル10階 電話・FAX (電話) 052-238-0567 (FAX) 052-238-0578 受付時間 8:45 ~ 17:15
「福祉サービス運営適正化委員会」においても苦情対応を行っています。	
愛知県運営適正化委員会	所在地 名古屋市東区白壁一丁目50番地 電話・FAX (電話) 212-5515 (FAX) 212-5514 受付時間 9:00 ~ 17:00

令和 年 月 日

移動支援事業利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 豊橋市松村町51番地
(名称) 医療法人 有心会
理事長 新里 徹

(説明者) 所属 うちだばし訪問介護
氏名

印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける移動支援事業の重要な事項について事業者から説明を受け、提供開始に同意しました。

利用者

(住所)
(氏名)

印

家族、代理人又は立会人等

(住所)
(氏名)
(続柄)

印